

公益社団法人鶴見法人会 会費規程

公益社団法人 鶴見法人会

公益社団法人鶴見法人会 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鶴見法人会の定款第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 会員は毎事業年度、下記の区分に応じた会費を納入しなければならない。

1 正会員

(1)一般法人((3)形態別に該当する法人を除く)

① 資本金300万円未満	月額	600 円
② 資本金300万円以上500万円未満	月額	700 円
③ 資本金500万円以上1,000万円未満	月額	1,300 円
④ 資本金1,000万円	月額	1,600 円
⑤ 資本金1,000万円超5,000万円未満	月額	2,200 円
⑥ 資本金5,000万円以上	月額	3,500 円

(2) 同一代表者の会員二社目	年額	1,200 円
-----------------	----	---------

(3)形態別

① 銀行	月額	3,500 円
② 証券会社	月額	3,500 円
③ 信用金庫	月額	3,000 円
④ 信用組合	月額	1,300 円
⑤ 協同組合	月額	1,300 円
⑥ 医療法人	月額	1,300 円
⑦ 宗教法人(總持寺)	月額	1,300 円
⑧ 宗教法人(上記以外)	月額	700 円
⑨ 財団法人	月額	700 円
⑩ 社団法人	月額	700 円
⑪ 学校法人	月額	700 円
⑫ 鶴見税務署管内に事業所のみを有する一般法人(金融機関を除く)	月額	700 円

2 賛助会員	月額	500 円
--------	----	-------

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、20%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業および管理費用のために充当するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第 4 条 会員が定款第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

(会費の納入方法)

第 5 条 会員は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。納付方法は下記のとおりとする。

- ① 口座振替納付
- ② 振込納付
- ③ 持参

(中途入会の会費)

第 6 条 事業年度の中途入会した会員の当該事業年度の会費は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

(改訂)

第 7 条 この規程を改訂する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。